

無償化における償還払い請求方法のご案内

対象者：無償化に係る利用認定で2・3号認定（新2・3号認定）を持つ保護者。

※無償化に係る1号認定（新1号認定）のみをもつ保護者は償還払いの対象とはなりません。

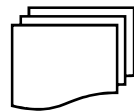
対象費用：認可外施設等（一時預かりファミリー・サポート・センター事業含む）及び預かり保育事業の償還払いに係る施設等利用費

年4回に分けてお支払いする予定です。

	1回目	2回目	3回目	4回目
対象月	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3月分
請求月※	7月上旬	10月上旬	翌年1月上旬	翌年4月上旬
支払い月	8月末頃	11月末頃	翌年2月末頃	翌年5月中

※請求時必要書類：●請求書⇒保護者作成

●領収書兼提供証明書（請求各月分）⇒施設から渡されたもの
領収書と提供証明書が分かれている場合は、それぞれを提出



◆請求時の提出書類

①施設等利用費請求書（償還払い用）

※様式は初回のみ利用給付認定通知書に同封いたします。2回目以降は、支給決定通知書に同封して配布いたします。なお、請求書を紛失したり、書き損じた場合は、当市ウェブサイトよりダウンロードすることも可能です。<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/kosodate/0000027301.html>

②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書

※領収書・提供証明書が分かれている場合はそれぞれ提出ください。

③【未提出者・口座振込先変更希望者のみ】口座振込依頼書

◆提出の流れ

●市内保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設に在籍される方

・・・請求書類は施設が設定する提出期日までに在籍施設にご提出ください。

●市外認可外保育施設

・・・請求書類は本市が指定する期日（請求対象月の15日）までに東大阪市役所本庁7F「子どもすこやか部事務センター」までご提出ください。

◆留意事項

①利用された施設・事業所の領収書および提供証明書は全て添付してください。

添付できない場合は、請求していただくことができません。請求があった場合でも、却下となります。

②請求書と添付書類は離れないように、ホチキスで留めて添付書類と一緒に提出ください。

③提出期限を過ぎた場合は、できるだけ次回の提出期間中にまとめて提出してください。市の窓口へ直接請求いただくことは可能ですが、その場合でも、支払いの処理は次回の支払時期の処理となります。

④転入・転出又は転園退園される方は、

・転入されるまでの請求は転入前の住所地市町村で行ってください。

・転出、転園又は退園された方は、請求書等の書類を直接市の窓口へ提出してください。

※他市への転出の場合については、郵送での受付をさせていただきます。その際、当市から受領証を送付させていただきますので、ご確認ください。

⑤支給決定額について

提出いただいた請求書類を市にて審査した後、「施設等利用費 支給決定通知書」にて支給決定額をお知らせいたします。原則、決定通知書に記載した金額を、登録いただいている口座へ振込みさせていただきますが、公立幼稚園・公立認定こども園在籍者、また、既に支払いされた金額と当該請求にて決定した金額の差額の支給や、充当が行われた場合はこの限りではありません。

上限額（※）を超えるなど、請求額支給決定額に差異が生じる場合がありますので、決定通知書にてご確認ください。

（※）上限額について

預かり保育事業・・・利用日数×450円及び月額11,300円のどちらか低い方が上限額となります。

（満3歳児の市民税非課税世帯は月額11,300円ではなく16,300円が上限額となります。）

認可外保育施設・・・3～5歳児は月額37,000円が上限額となります。

（0～2歳児の市民税非課税世帯は42,000円が上限額となります。）

⑥時効について

施設等利用費の請求権については、利用月の翌月から起算して2年間を経過すると、時効にて消滅しますので、その期間内に請求するようお願いいたします。また、時効消滅が近づいている場合は、設定した請求日以外でも市の窓口にて請求を受け付けます。詳しくは事務センターまでお問い合わせください。

⑦その他

記入にあたっては記入例をご確認ください。記入する際は、黒のボールペンで記入ください。書き損じた場合は訂正印を押印またはサインにて訂正してください。修正テープでの訂正は受付できませんのでご了承ください。

幼稚園、認定こども園の利用者は左上に「預かり保育」と書かれた請求書を
認可外保育施設等の利用者は左上に「認可外保育施設等」と書かれた請求書をご使用ください

東大阪市荒本北1-1-1
東大阪市役所7階
子どもすこやか部事務センター
(幼児教育・保育無償化業務担当)
TEL : 06-4309-3322 FAX : 06-4309-3817